とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。

［2　略］

3　第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備） **第二十七条の四**　法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。 一　既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行つた方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。） イ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）を劣化させることとなる場合 ロ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合 ［二・三　略］ （事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。 一　二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。） ［イ～ツ　略］ ネ　総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書	（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備） **第二十七条の四**　［同上］ 一　［同上］ イ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合 ロ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質又は総合品質を劣化させることとなる場合 ［二・三　同上］ （事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　［同上］ 一　二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類 ［イ～ツ　同上］ ［新設］